

男女共同参画社会における女子体育教師の役割（1） ：女子体育大生からみた女子体育教師の役割

掛水 通子

はじめに

1878(明治11)年の体操伝習所における男子のみを対象とした体育教師養成の始まりから四半世紀後の1902(明治35)年5月に、私立東京女子体操学校(現東京女子体育大学)で女子体育教員養成が始まった。「女子体育は女子の手で」の考えによるものであった。翌明治36(1903)年3月9日の高等女学校教授要目の教授上の注意1では「体操はなるべく女教員をして之を教授せしむべし。」と示された。それ以来、女子の体育は女子指導者の手で指導することが理想とされ順次女子体育教師養成機関が設立されていった。しかし、実際には高等女学校の体操科の指導者は女教師よりも、男性教師の人数の方が多く、女教師はダンスと体操の授業のみを受け持つことが多かった。昭和旧制度期までに、「行進遊戯(ダンス)は女子の手で」が定着し「女子体育は女子の手で」は理想とされながら定着しなかった(掛水、1994)。

戦後になり、新教育制度が発足し、昭和22(1947)年度版の学校体育指導要綱でも、戦前と全く同じ方針で4. 指導方針(一)計画と指導の11に「中学校以上の女子の指導にはなるべく女子があたるようにする。」と示された。長い間学習指導要領において教育上の男女差があり、中学校、高等学校保健体育科にも男女差があった。大きな違いは、男子には格技、女子にはダンスを課すというものであった。教育上の男女差は1989(平成元)年の学習指導要領の改訂で表面上はなくなった。中学校、高等学校保健体育科において、武道とダンスは男女を問わず選択できるものになった。

男女共同参画社会の形成の基本理念を明らかにした、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

第2条では「男女共同参画社会の形成とは(中略)もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と定義している(内閣府男女共同参画局、2003)。

しかし、男女共同参画社会を形成しなければならない今日、時代と逆行し、女生徒がいる共学校や女子校であっても、女子体育教師が一人も配置されていない中学校や高等学校が増えているように思われる。

学校教育における体育で性役割の再生産が行われていることの指摘やジェンダーの視点からの体育の批判的考察は熊安(2001、2003)ら多くがすでに行っている。しかし、調査に基づく女子体育教師の役割に関する考察はしていない。本研究では、男女特性論に基づく教育をしている時には存在した女子体育教師の役割は、男女共同参画社会においてどのようになっているのかを明らかにする手始めとして、女子体育大生に対する高校時代の体育教師に関する調査を行った。男女共同参画社会における女子体育教師の役割とその役割形成に及ぼす影響を考察することが本研究の目的である。

方法

本研究は、本研究者のこれまでの女子体育教師史研究により明らかになった、戦前の女子体育教師の役割と現在の女子体育教師の役割を比較する方法を取った。そのため、戦前の女子体育教師と比較できるように以下の調査を実施した。

1 調査方法

東京女子体育大学、同短期大学の学生(全員女子)を対象に質問紙法による調査を実施した。調査は本研究者が担当する講義を利用した集合調査であり、回収率は100%であった。有効回答563(有効回答率100%)であった。調査日は2003(平成15)年7月7日、9日、11日であった。この講義では、調査時までに社会調査法に関する講義をし、学生も小質問紙を作成して社会調査の練習を終えている。講義は大学、短大共に2年生を対象としているが、大学においては3年生、4年生の受講者も含まれている。調査にあたっては、調査目的、調査方法を説明し、回収したデータは統計的に処理をするので、プライバシーを侵害することはないこと、成績には関係しないことを確認した。

2 調査項目

本研究のために本研究者が作成した「高校時代の体育教師に関する調査」を用いた。質問紙は被調査者の基本的属性(大学短大別、学年、氏名、高校卒業年)、出身高校の基本的属性(都道府県別所在地、設置者、高校名、共学別学、前身学校)および調査項目から構成される。

調査項目は高校3年生時^{注1)}の男女体育教師の数、高校3年間の男女体育教師数の増減、体育授業担当教師、男女体育教師の授業内容、男女体育教師に関する意識、「女子体育は女子の手で」に関する項目、女子体育教師の役割に関する項目等全48項目であった。回答は数量、多肢選択法あるいは自由記述で求めた。本稿では紙幅の都合から検討できない項目もある。

結果と考察

1 男女体育教師数

(1) 高校3年生時の男女体育教師数

学校教員調査報告書(文部科学省、2002)では本調

査対象者が高校在学中の平成13年度の高等学校の女性教員の割合は25.2%と報告されているが、教科別の割合は報告されていない。そのため学校教員調査報告書を引用した報告等でも、全国的な教科別男女教員のデータはみられない(井上ほか、2001)。

高校3年生時の男女体育教師数を質問した。高校生にとって、専任であるのか、非常勤講師であるのかの区別はしにくく、生徒からみると皆同じ教師であるため、非常勤講師等も含めた全体体育教師数を調査した。本調査は高校時代のことを学生の記憶によって調査したものであるから、回答は必ずしも正確なものではない。しかし、このような条件下における女子体育教師数の資料であっても、女子体育教師の存在が女子体育教師の役割形成に影響を及ぼしたのかどうかを検討する資料にはなると思われる。

高校3年生時の平均体育教師数は合計6.8人、女子1.9人(SD1.4)、男子4.9人(SD2.5)であった。女子は全体の28%、男子は72%で高校の全教科合計の女性教員の割合(平成13年度25.2%)よりわずかに多い。女子体育教師は最少0人、最多8人、男子体育教師は最少0人、最多19人であった。図1に示したように、女子体育教師が1人もいなかったと答えた者が57人(10.5%)あった。男子体育教師がいないと答えた者は私立女子高出身の1人のみであった。女子体育教師数1人が194人(35.9%)、2人が57人

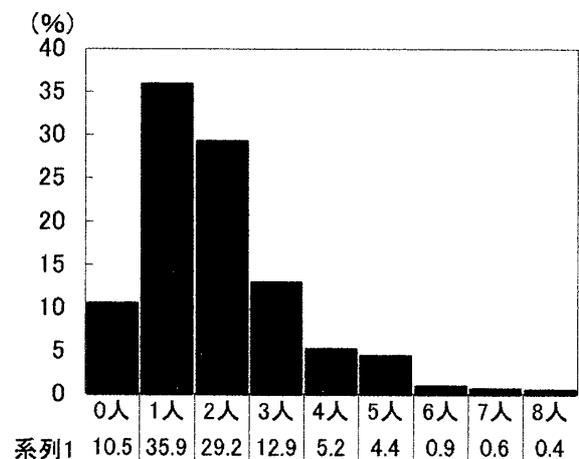


図1 高校3年生時の女子体育教師数(専任・講師含む)

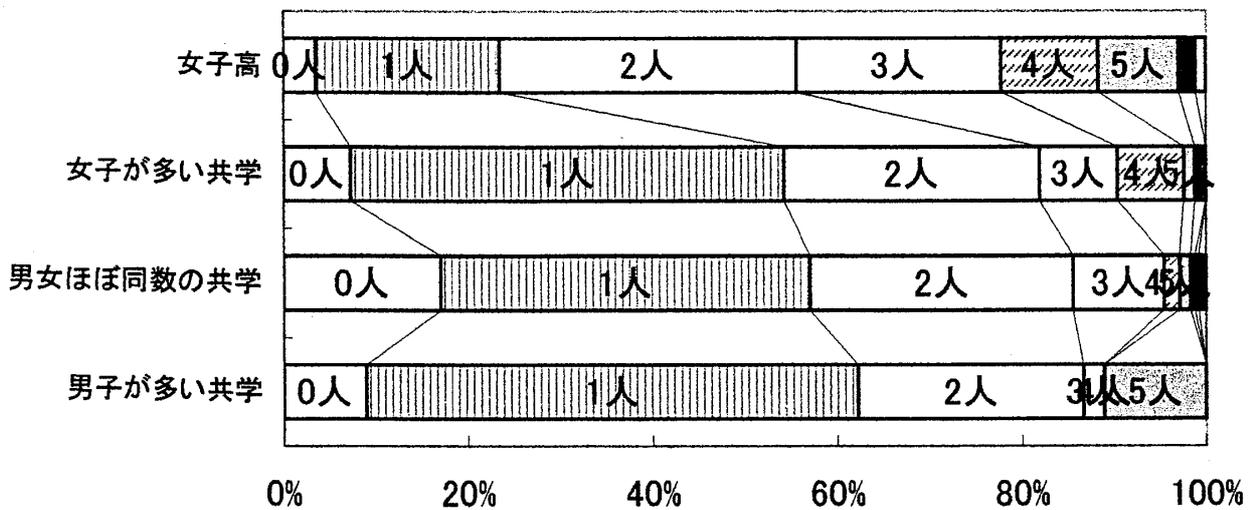


図2 共学高か女子高か別高校3年生時の女子体育教師数(専任・講師含む)

(29.2%)で、約四分の三が2人以下ということになる。井谷は、1つの県のみであるがH県全日制普通科高等学校1校あたりの女性保健体育教師数を0名25%、1名73%、2名2%と報告している(井谷恵子、2003)。3名以上は皆無という井谷の報告は本調査より女子体育教師数が少ない。井谷は「女性保健体育教師数」とし、非常勤講師を除外しているかどうかは明記していない。しかし、同報告の中で、「身分の不安定な講師における女性の割合が高くなっている」との記述があるので、「女性保健体育教師数」にはおそらく非常勤講師を除外しているであろうと思われる。そのため、女性保健体育教師0名25%という少ない数になっているのであろう。何れにせよ、女子体育教師数は少ないのである。

男女共学か別学かによって見ると、女子体育教師ゼロの内訳は共学高出身51人、女子高出身6人であった。これは回答者の数で、校数では402校中50校(12.4%)であった。図2に示したように、女子高でも女子体育教師がいない学校があるのである。

逆に、男子体育教師より、女子体育教師数が多かった者が31人(5.5%)あった。校数では20校(5.0%)であり、公立共学高1校、公立女子高1校、私立女子高18校であった。今回の調査で、私立女子高は校数

では125校であるので、18校はその14.4%にあたる。「女子体育は女子の手で」を達成している高校数は少ないなかでも、私立女子高が達成に近づいている。図3(次頁)は全体体育教師数に対する女子体育教師、男子体育教師の分布図である。男子体育教師は全体体育教師数の増加と共にその数を増す(相関係数0.88)が、女子体育教師はで8人で頭打ちとなる(相関係数0.51)ことがわかる。学校規模が大きいとそれだけ体育教師の数は増えるが、女子高であっても男女共学高であっても増えて行くのは男子教師であり、女子教師は先に述べたように、四分の三が2人以下なのである。女子体育教師養成が始まってから百年が経過した現在、体育関係学部(スポーツ関係学部含む)に学ぶ女子学生は男子学生の約半分を占め、教員養成カリキュラム上の男女差はなくなった(掛水、2002)。しかし、女子体育教師の少なさは、男女共同参画社会基本法3条の「(前略)男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと(攻略)」に反している。女子体育教師はなぜ増えないのかが解明されねばならない。

(2) 女子体育教師数と体育担当教師の関係

高校に女子体育教師が1人もいなかったと1割以上が答えた状況のなかでは、女子体育教師に受け持た

れていない生徒がいることになる。女子体育教師が1人いたとしても、全女子生徒が一度でも授業を受け持ってもらうことは非常に困難である。表1は高校3年生時の女子体育教師数と高校3年間の体育担当教師の関係である。女子体育教師の数が多いほど女子体育

教師に受け持ってもらえる機会が増える。しかし、1校に女子体育教師がいても全部男子教師の受け持ちである場合もある。高校3年間全部女子体育教師の受け持ちであったのが7.6%ある反面、約2割の学生が高校時代に女子体育教師の授業を全く受けていないこ

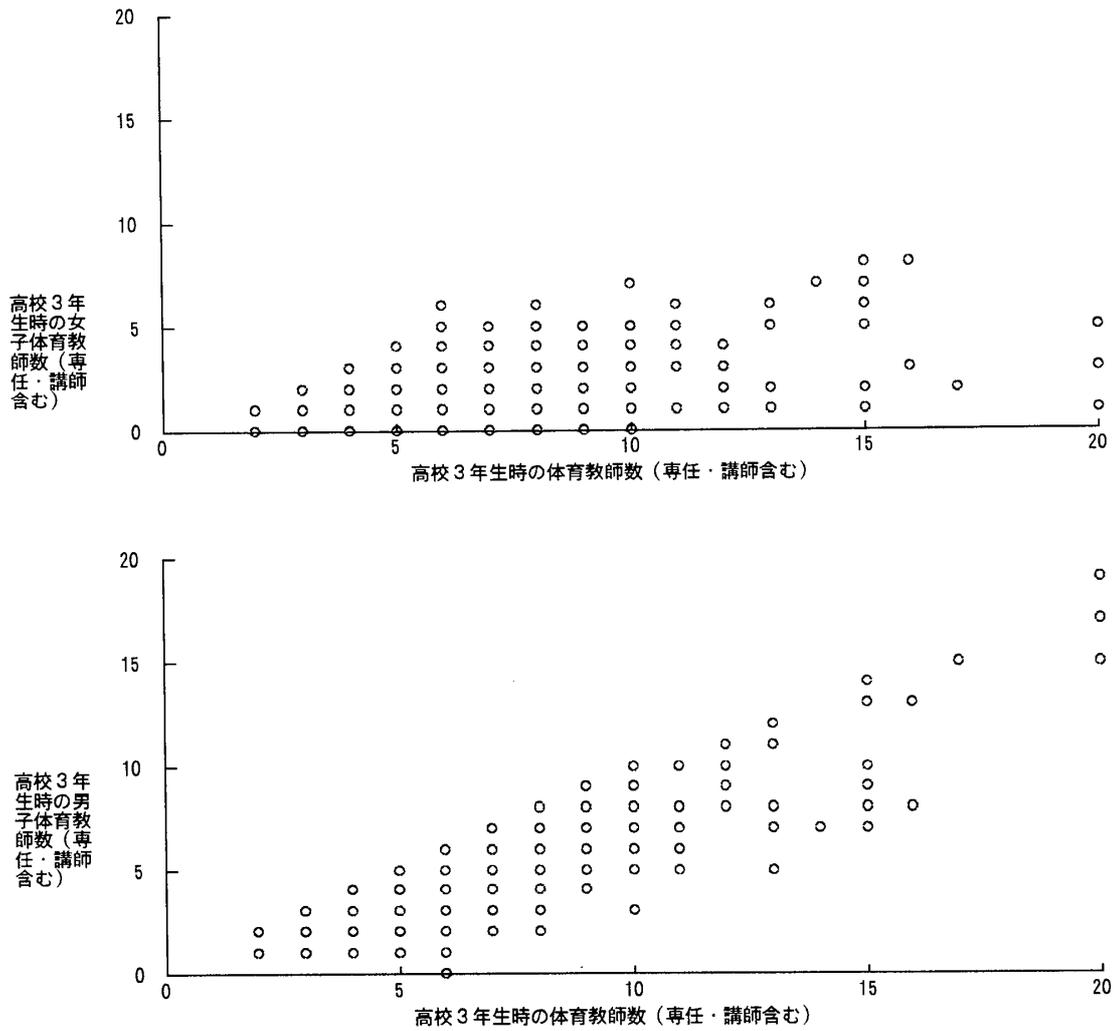


図3 全体育教師数に対する女子体育教師、男子体育教師の分布

表1 高校3年生時の女子体育教師数と高校3年間の体育担当教師の関係

高校3年生時の女子体育教師数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
高 体 校 育 3 担 年 当 間 教 師	全部女子教師	41 (7.6%)	1	10	19	6	3	0	2	0
	男女両方だが女子教師が多い	79 (14.7%)	2	19	27	12	8	8	0	1
	男女両方で同じくらい	111 (20.7%)	0	32	31	25	10	9	2	2
	男女両方だが男子教師が多い	195 (36.3%)	2	91	63	25	7	6	1	0
	全部男子教師	111 (20.7%)	51	41	18	1	0	0	0	0
	合計	537人	56	193	158	69	28	23	5	3
	%	100.0%	10.4 %	35.9 %	29.4 %	12.8 %	5.2 %	4.3 %	0.9 %	0.6 %

とがわかる。男女両方の体育教師の授業を受けていても、男子教師の方が多い場合の方が36.3%と高くなっている。男女同じ位の割合で受け持たれたものは約2割である。男女共同参画社会においては、男女体育教師それぞれに受け持たれるのが理想であろう。一部の高校を除いて、女子体育教師の少なさから、男女共同参画社会とは反する状況になっている。

2 女子体育教師、男子体育教師の授業内容

男女両方の体育教師の授業を受けた者のみに対して、それぞれの授業内容を自由記述で回答を求めた。

該当者は385人(71.7%)であるが、同じ高校出身者もあるので、高校数では263校である。同じ内容は1高校1回のみ数えた。表2は男女体育教師別に授業内容を多い順にまとめたものである。自由記述であったので、何も記述しない者、球技と書いたり個々の種目を書いたりあるいは通称で記述されたりと統一されていないため、一参考として示した。女子体育教師によるものは29種類総計630、男子体育教師によるものは34種類総計858の内容が記述された。

女子体育教師担当の1位はダンスで191校(72.6%)、2位はバレーボールで82校(31.2%)、3位は器械運動で55校(20.1%)であった。1位のダンス

表2 男女体育教師に授業を受けた者の男女体育教師の授業内容

女子教師担当内容			男子体育教師担当		
順位	内容	校数 263校中 の割合%	順位	内容	校数 263校中 の割合%
1	ダンス	191 72.6	1	陸上競技	125 47.5
2	バレーボール	82 31.2	2	バスケットボール	117 44.5
3	器械運動	55 20.1	3	バレーボール	115 43.7
4	陸上競技	51 19.4	4	球技	73 27.8
5	バスケットボール	49 18.6	5	器械運動	60 22.8
6	水泳	41 15.6	6	水泳	52 19.8
7	バドミントン	28 10.6	7	テニス	49 18.6
8	ソフトボール	20 7.6	8	ソフトボール	48 18.3
9	テニス	19 7.2	9	バドミントン	44 16.7
10	球技	17 6.5	10	サッカー	38 14.4
11	卓球	15 5.7	11	卓球	28 10.6
12	ハンドボール	10 3.8	12	ハンドボール	23 8.7
13	新体操	9 3.4	13	柔道	18 6.8
14	サッカー	8 3.0	14	剣道	11 4.2
15	体操	7 2.7	15	体操	9 3.4
16	縄跳び	4 1.5	16	武道	8 3.0
17	柔道	4 1.5	17	ゴルフ	7 2.7
18	エアロビクス	3 1.1	18	ダンス	7 2.7
19	フェンシング	3 1.1	19	縄跳び	5 1.9
20	なぎなた	3 1.1	20	野球	4 1.5
21	剣道	2 0.8	20	ラグビー	4 1.5
22	体づくり	2 0.8	22	アーチェリー	1 0.4
23	集団行動	1 0.4	23	レクリエーション	1 0.4
24	ゴース	1 0.4	24	ボディービル	1 0.4
25	トランポリン	1 0.4	25	新体操	1 0.4
26	武道	1 0.4	26	フェンシング	1 0.4
27	トライアスロン	1 0.4	27	アウトドア	1 0.4
28	幅広	1 0.4	28	アイスホッケー	1 0.4
29	木垂鈴	1 0.4	29	棍棒	1 0.4
			30	格技	1 0.4
			31	バレエ	1 0.4
			32	ボウリング	1 0.4
			33	ボディボード	1 0.4
			34	エアロビクス	1 0.4
	合計	630		合計	858

注)・自由記述の回答による。球技と書いた回答もそのまま書いた。球技種目全体を球技として一括すると、女子体育教師内容248、男子体育教師内容551となる。

は2位以下と大きな開きがあり、女子体育教師が受け持つことが非常に多い内容ということになる。戦前も「女子体育教師数の少なさから、女子体育教師は行進遊戯のみを教えなければならない状況に陥ることが多く」(掛水、1994)^{注2)}と報告されているが、その状況は今日も変わっていないことが明らかになった。2位のバレーボールは戦前から女子に適していると考えられていた球技であることから、女子体育教師の担当もダンスに次いで多い。かつては女子には課されなかったサッカー、柔道、剣道を履修する女生徒はあるが、未だにその数は少ない。それらの担当は男子体育教師が多く、女子体育教師はわずかである。男子体育教師によるものは1位は陸上競技で125校(47.5%)、2位はバスケットボールで117校(44.5%)、3位はバレーボールで115校(43.7%)であった。男子体育教師が担当することの多い内容ということになる。

調査対象者は1989(平成元)年3月改訂、1994(平成6)年4月施行の旧学習指導要領^{注3)}による教育を受けている。この高等学校学習指導要領(文部省、1989)では従来あった、格技は「主として男子に指導」、ダンスは「主として女子に指導」がなくなり、初めて表面上は男女平等になったはずであった。しかし、表2で示したように、武道の授業は女子体育教師による7校、男子体育教師による38校の合計46校に行われているのみである。学習指導要領における武道、ダンスの選択方法は、武道またはダンスのいずれかを含んで器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスの6種から、3または4を選択するという方法である。この選択方法で女子が武道を含んで選択したのは少なかったのである。性別にとらわれることなく自由に選択した結果であるか、あるいは高校の都合であるかは今回は調査できなかった。女生徒が武道をダンスと同じように選択し、体育教師も男女同じように武道もダンスも受け持つということにはならず、生徒の側からも教師の側からも男女平等にはならなかったことが明らかになった。

3 女子体育教師に対する意識

女子体育教師に対する意識と男子体育教師に対す

る意識を比較して調査した。女子体育教師に関する11の質問項目は本研究者がこれまでの女子体育教員史研究のなかで明らかにした男女共同参画社会以前、特に戦前における女子体育教師像である(掛水、1994)。表3は女子体育教師、男子体育教師それぞれの質問項目に対して「大変そう思う」と「まあそう思う」の回答の合計が多い順に並べ、それぞれ順位を付けたものである。

女子体育教師に関する質問では、「大変そう思う」と「まあそう思う」の回答の合計が多い順に1位「身体のことを相談しやすい」、2位「生理の時に話しやすい」、3位「女子らしい柔軟な美しい動きは女子体育教師が指導すべきである」、4位「女子体育教師は女子の身体運動の限界をわかっている」、5位「女子体育教師は女生徒の心身を理解してくれる」、6位「女子の身体の動き方は女子教師の指導の方がわかりやすい」と続く。2位までは8割以上の者が、以下6位までは半数以上の者が「大変そう思う」または「まあそう思う」を選択している。7位から10位までの項目は「どちらでもない」を選択したものの数が多いものの「大変そう思う」、「まあそう思う」の合計は「どちらでもない」とほぼ同数かそれ以上であった。「余りそうは思わない」、「全くそうは思わない」の合計が「大変そう思う」、「まあそう思う」の合計を超えたものは、「体育だけでなく生活指導は女子体育教師の方が適している」の項目のみであった。出身高校では生活指導を男子体育教師が担うことが多かったのであろうか。

調査11項目は前述したように、統計的資料ではなく、戦前の史料から明らかにした女子体育教師像であった。女子体育教師の存在理由、ひいては役割はこれらの項目に記した点にあったといえる。当初、女子の体育(当時は体操科)は一部外国人女教師や他教科専任女教師以外は男子体育教師によっていたが、これらの項目に記した理由から「女子体育は女子の手で」教えるべきであるので女子体育教師の養成が始まり、養成機関も増えてきたのである。この調査の結果から、戦前と統計的には比較できないが、戦前の女子体育教師像に対してほぼ「そう思う」と回答されており、男女共同参画社会における女子体育教師像は戦前のそれと大きく変わっていないと思われる。

表3 男女体育教師に対する意識

女子体育教師に対する意識 (回答の%)						男子体育教師に対する意識 (回答の%)								
項目	回答					順位	同項目の順位差	順位	回答					
	大変そう思う	まあそう思う	どちらでもない	余りそうは思わない	全くそうは思わない				大変そう思う	まあそう思う	どちらでもない	余りそうは思わない	全くそうは思わない	
身体のことを相談しやすい	43.4	39.5	10.5	5.0	1.6	1	X	1	生理の時に話しにくい	32.8	35.6	15.5	11.9	4.1
生理の時に話しやすい	45.7	36.3	9.8	4.8	3.4	2	X	2	身体のことを相談しにくい	19.4	42.4	21.2	13.6	3.4
女子らしい柔軟な美しい動きは女子体育教師が指導すべきである	23.2	37.4	21.9	14.8	2.7	3	X	3	体育は身体を触っての指導が多いから、男子体育教師の指導で困ることがある	8.5	31.1	30.4	25.6	4.4
女子体育教師は女子の身体運動の限界をわかっている	12.6	45.4	21.9	18.9	1.3	4	X	4	男子体育教師は女子らしい柔軟な美しい動きを指導できない	6.4	31.5	26.9	31.0	4.3
女子体育教師は女生徒の心身を理解してくれる	15.2	40.1	29.2	13.7	1.8	5	X	5	男子体育教師は女生徒の心身を理解してくれない	2.7	16.6	36.7	39.4	4.6
女子の身体の動き方は女子教師の指導の方がわかりやすい	15.5	38.3	27.1	17.1	2.1	6	X	6	男子体育教師は女子の身体運動の限界をわからない	2.7	23.6	28.9	39.8	5.0
女子体育教師は女子を甘やかすことなく指導してくれる	16.1	33.7	33.7	12.5	4.0	7	X	7	男子教師の指導では女子の身体の動きがわからない	1.6	15.5	31.3	47.5	4.1
体育は身体を触っての指導が多いから、女子体育教師の方が適している	12.1	25.6	31.3	25.4	5.5	8	X	8	生活指導は男子体育教師の方が適していない	1.8	5.0	29.2	43.0	21.0
女子体育教師は女子の立場に立って女子のために教えてくれる	6.4	30.3	36.9	21.6	4.8	9	X	9	体育の授業時だけでなく、全体的に男子体育教師の姿は女生徒の模範とならない	1.8	6.9	33.2	45.8	12.3
体育の授業時だけでなく、全体的に女子体育教師の姿は女生徒の模範となる	7.5	28.8	36.1	22.8	4.8	10	X	10	男子体育教師は女子を甘やかして指導する	2.3	11.8	27.6	37.1	21.1
体育だけでなく生活指導は女子体育教師の方が適している	3.2	14.9	37.4	37.0	7.5	11	X	11	男子体育教師は女子の立場に立って女子のために教えてくれない	1.3	7.1	28.9	49.5	13.2

注) 女子体育教師、男子体育教師それぞれ「大変そう思う」と「まあそう思う」の回答の合計が多い順に並べた。

男子体育教師に関する質問は女子体育教師の質問内容をそのまま否定する形で行ったものであり、男子体育教師像を示しているのではない。「大変そう思う」、「まあそう思う」の合計が「余りそうは思わない」、「全くそうは思わない」の合計より多いものは1位から4位までの項目のみで、女子体育教師の回答と一致しないところがあり、順位も入れ替わっているものがある。順位が入れ替わったものの、男子教師には「生理の時に

話しにくい」、「身体のことを相談しにくい」と6割以上が「大変」または「まあ」思っている。逆に、7位以下の項目は半数以上が「余り」または「全く」そう思っていないという結果となった。回答割合は大差ないが女子の結果と比べて8位から3位へ順位が上に入れ替わっているのが「体育は身体を触っての指導が多いから、男子体育教師の指導で困ることがある」であった。これらから、男子体育教師に授業を受けることが多かったこ

とにより、直接自分の身体に関すること以外は女子体育教師との役割の違いを感じる事が少なかったとみることができる。

4 男女共同参画社会における女子体育教師の役割

(1) 高校3年間の体育担当教師との関係

図4は女子体育教師の役割があるかないかを高校時代の体育担当教師別に見たものである。全部女子体育教師に授業を受けた者の66.7%が「役割はある」と答え最も高い比率となっている。男子教師の担当が増えるほど、「役割はない」と答えるものが増え、全部男子体育教師の担当であった者は「役割はある」は45.6%と最も低くなっている。この結果から、高校時代に女子体育教師に授業を受けたことが、女子体育教師役割形成に対して影響を及ぼし、女子体育教師数の減少は「女子体育教師の役割がある」との考えも減少させることになることが明らかになった。

(2) 女子体育教師との関係

① 尊敬できる女子体育教師との出会いとの関係

高校時代に尊敬できる女子体育教師に出会った者は39.5%であり、女子体育教師数が多いほど、出会ったと答えた者が多かった。図5に示したように尊敬できる女子体育教師に出会ったうちの59.7%が「男女共同参画社会における女子体育教師の役割がある」と答え、7.9%が「ない」、32.4%が「わからない」と答えている。出会わなかったものは51.2%が「役割がある」と答えている。尊敬できる女子体育教師に出会った者の方が、女子体育教師の「役割がある」と答える割合が高いことがわかった。女子体育教師数が多いほど尊敬する女教師に出会い、さらに、役割があると考えられるようになるので、女子体育教師数は大きな影響を及ぼすのである。参考までに、尊敬できる女子体育教師の自由記述内容を同じ意味の言葉はなるべくまとめて表4に掲げた。尊敬できる女子体育教師に出会ったものは217名(39.5%)であったが、自由記述欄に記述していない者もあった。「人間性」に関するも

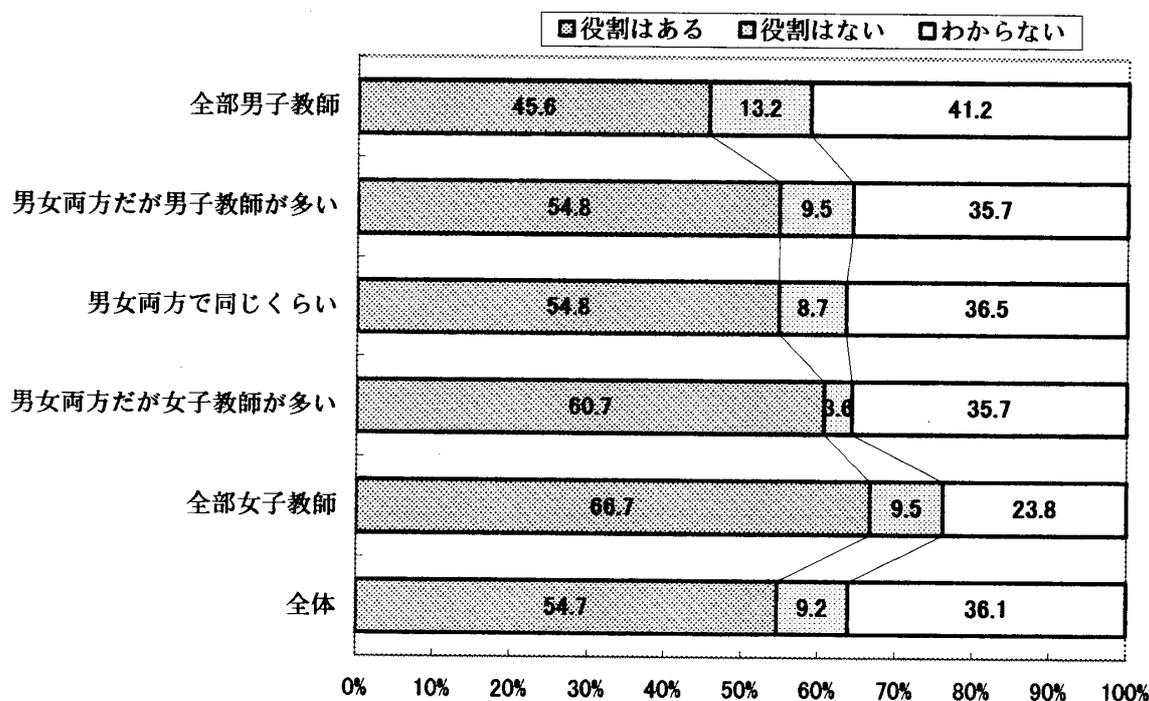


図4 高校時代の体育担当教師別、女子体育教師の役割は「ある」か「ない」か

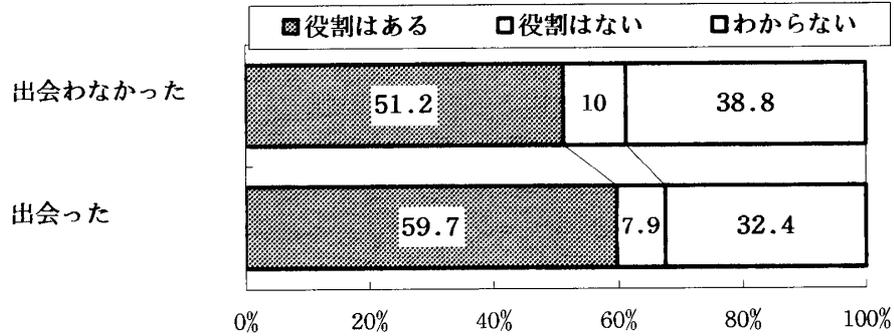


図5 高校時代に尊敬できる女子体育教師に出会ったか別、女子体育教師の役割は「ある」か「ない」か

表4 「尊敬できる女子体育教師」の自由記述内容

分類	自由記述内容		
	5人以上が記述	2人から4人が記述	1人が記述
人間性に関するもの	人間性 元気 信頼できる ひいきしない	考え方 動じない しっかりしている 厳しい 厳しいが優しい 寛大 熱心、一生懸命	人間味、生き様、気持ち、完璧 体力、力強い、男子教師に負けない、男性に負けない、女子という感じではない、意志が強い、大きい、行動力、積極的、堂々としている 自分に厳しい、人にも自分にも厳しい 優しい、思いやり、気配り 黒白がはっきりしている、けじめがある、筋が通っている、すべきことはさせる、さっぱりしている いつも笑顔、明るい、前向き、チャレンジ 自分の意見を言える、良く考える カッコいい、素敵、人気
体育等の指導力に関するもの	一人一人を良く見てくれた 教え方がうまい	指導力、熱心な指導、最後まで指導してくれる、分かるまで教えてくれた	授業の進め方、生徒と一緒に指導、きちんと指導、できたら誉めてくれた、みんなが付いていく、大きな声でできばきわかりやすく指導、コツを教えてくれた、基礎から応用まで教えてくれた、一言で生徒が集まってくる、駄目な見本をやってくれた、熱心に生活指導
技術に関するもの (選手) (できる) (ダンス)			元オリンピック選手、世界で活躍していた、有名選手、立派なスポーツ選手、専門がすごかった、男並にできる、男の人とも対等にできる、何でもやりこなす、専門外の種目もこなしていた、ダンスが上手、踊り、東女出身でダンスをしていた、伝統のダンスを教える姿、表現力、
その他	生徒の気持ちを分かってくれる 25 相談にのってくれる 15 部活の顧問 5		仕事と家庭を両立
記述数	90	57	14
記述数	48		

注)・尊敬できる女子体育教師に出会ったものは 217名 (39.5%)であった。

の記述が最も多く、5人以上が記述していた「人間性」、「元気」、「信頼できる」、「ひいきしない」などが尊敬の内容となっている。「男子に負けない」、「厳しい」などもみられる。次いで「体育等の指導力」に関するものであり、5人以上記述の「一人一人を良く見てくれた」、「教え方がうまい」など多くの記述がみられる。運動の「技術」に関するものでは「元オリンピック選手」などが挙げられているがその数は少ない。その他、25人が記述した「生徒の気持ちを分かってくれる」先生が尊敬されていることがわかる。尊敬できる女子体育教師との出会いが女子体育教師の役割形成に影響を及ぼすのである。

表5 体育大進学の際、女子体育教師に影響を受けた自由記述内容

順位	内容	人数
1	尊敬する先生だった	20
2	先生がかっこ良かったから	17
3	先生の出身大学だから	12
4	教え方が上手だから	5
〃	体育教師が向いていると勧められた	5
6	先生の話を聞いて興味を持った	4
〃	楽しく体育を教えてくれる先生だったから	4
8	はじめある教師に憧れた	3
9	生徒に対する熱血さ	2
〃	人気があるのが体育教師だったから	2
〃	年をとっても他の先生より元気ではっきり	2
〃	とてもよくしてくれたから	2
〃	目指したい先生がいた	2
〃	女性の先生でとても芯の強い方だった	2
		82

注)・2人以上が記述していた内容のみ記した。
 ・影響を受けた者。 127人 23.7%
 ・影響を受けなかった者。 409人 76.3%

②体育大進学に際して女子体育教師に影響を受けたこととの関係

体育大進学に際して女子体育教師に影響を受けた者は127人(23.7%)あった。表5に自由記述内容をまとめて示した。記述内容は前述の尊敬の内容と類似している。尊敬できる先生、かっこ良い先生などに影響を受けて体育大に進学している。そして図6に示したように影響を受けた学生の59.5%が、「女子体育教師の役割はある」と答えて、影響を受けなかった学生より高い割合になっている。

(3)自由記述回答から

「男女共同参画社会における女子体育教師には男子体育教師と異なる役割があると思いますか」と尋ねた。「ある」が306人(54.7%)、「ない」が51人(9.1%)、「わからない」が202人(36.1%)であった。約半数が男女共同参画社会における女子体育教師の役割はあると考えていることになる。さらに、「ある」、「ない」、「わからない」と答えた理由を自由記述で回答を求めた。表6は「役割はある」、「役割はない」の自由記述を分類整理しそれぞれを対比させたものである。最上段は「男女平等」の立場である。「男女平等だから役割はある」という見方に反して「男女平等だから役割はない」とも捉えている。また、「両方の先生に教わるべき」で

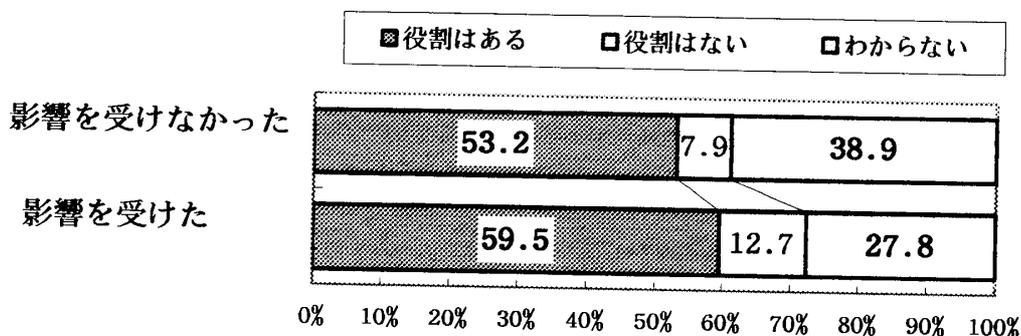


図6 体育大進学の際、女子体育教師に影響を受けたかどうか別、女子体育教師の役割は「ある」か「ない」か

表6 「男女共同参画社会における女子体育教師には男子体育教師と異なる役割はあるか」自由記述回答内容

	女子体育教師の役割はある	数	女子体育教師の役割はない	数
男女平等	両方の先生がいるべき	1	男女共同参画社会であるから 教育に男女差はない 男女差別になるから 男女差がなければ女子教師の役割はない	1 15 1 1
	両方に教わるのが一番 男女平等だ 男性は女性を見下している 女性は劣っているという考えを変えさせるべき 女性の体育を広めていくべき 働く女性の進出	1 6 1 1 1 1		
	小計	12	小計	18
体育教師は男女同じ	体育教師が教えてくれないということはない 男女教師とも差はない	1 1	男女とも教えることは同じ 先生の仕事は全て同じ 体育を教えてくれればいい 体育の面白さを教えてくれたから 男の先生も女の先生と同じように仕事していた 男女どちらでも出来る やろうと思えば何でも出来る 同じ指導が出来なければならない 特に何もしていなかった	2 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1
	小計	2	小計	12
役割	それぞれの役割はある 役割に限界がある あると思うが具体的には分からない 男女差がないと言っても違う 男女差がなくても状況においてそう感じる 役割を見つけて今後に役立てたい	1 7 1 4 2 1 1	ないと思った なんとなく あまり変わらない	2 2 1
	小計	26	小計	5
女ののみ	女にしか出来ないことがある 男には出来ないこと、説明出来ないことがある	1 8 5		
	小計	23		
指導	女性にしか指導できないこともある 女教師の指導はわかりやすい 出来ない生徒へのフォローがしっかりしている	1 0 1 1		
	小計	12		
特性	女性の特性を生かした指導 女子の考えを取り入れ生かす 女しか持っていないものがある 女性らしさを出す面で 柔軟な動きは女性の方が良い それぞれの種目の役割はある 女教師は楽な種目を受け持つ 保健指導	3 1 1 1 1 6 5 1 2 2		
	小計	20		
ダンス	ダンスなど女教師の方が向いている ダンスの授業は必ず女教師だった ダンス創作のイメージは男女で違う	1 0 3 1		
	小計	14		
安心	女教師の方が生徒が安心できる 同性の方が信頼できる 女子教師の方が強く見えた 男子教師とは信念が違う 男子教師を嫌っている生徒もいる	4 2 1 1 1 1	女の先生に習ったことがないが不便ではなかった 困ることがない	1 1
	小計	9	小計	2
女相談・話しやすい	女にしか分からないことがある 女子教師の方が相談しやすい 女子のことは女教師が聞いてあげるべき 話しやすい 接しやすい 女生徒の気持ちを理解できる メンタル面など女性への対応ができる 女子の立場で考えてくれる 感覚、思考、行動が同じだから女同士が良い	3 9 4 2 1 1 7 6 2		
	小計	97		
身体	身体的な面で良い、相談できる 生理の時のつらい気持ちを理解できる 女子と男子と身体の違いがあるから 女子の身体についてもっと勉強すべき	1 6 5 2 1		
	小計	24		
	自由記述数	合計	自由記述数	合計
	女子体育教師の役割があると答えた数	278	女子体育教師の役割はないと答えた数	37
		306		51

あるから役割はあると捉える反面、「体育教師は同じ先生だから」、「男も女もないから女子体育教師の役割はない」との考え方である。ここまでは「役割はある」、「役割はない」としながら、男女平等に男子体育教師も女子体育教師も同じという立場である。

次は男女それぞれに役割があるとの考え方であり、さらに具体的な役割の内容に触れている。「女性にしか指導できないことがある」と考える。それは「女子の特性を生かした指導」で、主に「ダンス」ということになる。学習指導要領において、特性による教育が消えた現在、女子の特性に基づく指導のために女子体育教師の役割があると考えれば、それは戦前と変わらない。学生をそのように考えさせるような高校時代の体育であったということになる。実際、前述したように、学習指導要領上は男女平等になったといっても実際はそうではなく、女子体育教師から習ったのもダンスが最も多かったことからこのような記述になるのである。未だにジェンダーの再生産が行われているのである。

これら以上に、多くの記述があったのは、「女にしか分からないことがある」、「女生徒の気持ちを理解できる」、「女子体育教師の方が相談しやすい」、「身体的な面で良い、相談できる」、「生理の時のつらい気持ちを理解できる」などである。これらの記述内容^{注4)}は前述の女子体育教師に対する意識の結果と一致する。

調査の結果から、男女共同参画社会における女子体育教師の役割は男女平等の立場から男子体育教師も女子体育教師も役割は同じとするものと女子特性論の立場で「役割はある」とするものがあることがわかった。男女共同参画社会であっても、体育は他教科と異なり、身体運動を伴う教科であるから、女子の精神や身体そのものに関係するところに女子体育教師の役割はあるとみることができる。

まとめ

本研究では、女子体育大生に対する高校時代の体育教師に関する調査結果と戦前の女子体育教師を比較しながら、男女共同参画社会における女子体育教師の役割とその役割形成に及ぼす影響を考察した。

高校3年生時の平均体育教師数は合計6.8人、女子

1.9人(SD1.4、28%)、男子4.9人(SD2.5、72%)であった。女子体育教師は最少0人、最多8人、男子体育教師は最少0人、最多19人であった。女子体育教師0人が57人(10.5%)あり、女子高でも女子体育教師がいない学校があった。ごく少数の私立女子高を除いて「女子体育は女子の手で」は達成されていない。

男女共同参画社会とは反して、約2割の学生が高校時代に女子体育教師の授業を全く受けておらず、男女体育教師に同じ位の割合で受け持たれたものは約2割であった。女子体育教師担当の一位はダンス(72.6%)で、他と大きな開きがある。戦前にみられた、「女子体育教師数の少なさから、女子体育教師は行進遊戯のみを教えなければならない状況」が今日も変わっていない。

戦前の女子体育教師像に対して「大変そう思う」と「まあそう思う」の回答の合計が多い順に1位「身体のことを相談しやすい」、2位「生理の時に話しやすい」、3位「女子らしい柔軟な美しい動きは女子体育教師が指導すべきである」などであった。戦前の女子体育教師像に対してほぼ「そう思う」と回答されており、この調査の結果からみる限り、男女共同参画社会における女子体育教師像は戦前のそれと大きく変わっていない。

高校時代に女子体育教師に授業を受けたことが、女子体育教師の役割形成に対して影響を及ぼしている。女子体育教師数の減少は「女子体育教師の役割がある」との考えも減少させることになることが明らかになった。高校時代に尊敬できる女子体育教師に出会った者や体育大進学に際して女子体育教師に影響を受けた者ほど、女子体育教師の役割は「ある」と答えている。

女子体育教師にどのような授業を受けたかどうか、尊敬できる女子体育教師に出会えたかどうかは女子体育教師の役割形成に影響を及ぼしている。

男女平等の立場と女子特性論の立場の両方から男女共同参画社会における女子体育教師の役割はあるとされる。体育は身体運動を伴う教科であるから女子の精神や身体そのものに関係するところに女子体育教師の役割はあるとみることができる。

今後は今回の研究結果を基に、高等学校等への調査等を実施し女子体育教師数が少ない原因を探ると共に、男女共同参画社会における女子体育教師の役割を明らかにしていきたい。

注

- 1) 高校在学中にも体育教師数の増減があるので、高校3年生時の数を質問した。
- 2) ここで用いる「行進遊戯」とは現在の文部科学省学習指導要領における「ダンス」に相当するので、「ダンス」と同様の意味で用いた。近代中等教育における体育で「ダンス」という用語が用いられるようになるまでには、以下のような6回の名称の変遷があった。
 - ①1903(明治36)年の高等女学校教授要目では、「遊戯」中の「行進運動」
 - ②1913(大正2)年の学校体操教授要目高等女学校では「遊戯」中の「行進遊戯」
 - ③1926(大正15)年の改正学校体操教授要目高等女学校では「遊戯」中の「行進遊戯」
 - ④1936(昭和11)年の第2次改正学校体操教授要目高等女学校では「唱歌遊戯及行進遊戯」中の「基本練習、唱歌遊戯及行進遊戯」
 - ⑤1944(昭和19)年の中等学校(女子)体錬科教授要目では「音楽運動」
 - ⑥1947(昭和22)年の学校体育指導要綱における中学校、高等学校女子では「スポーツ」中の「ダンス」
- 3) 旧学習指導要領高等学校全日制普通科の体育の内容は次のようになっている。A体操H体育理論は全てに課す。B、C、D、E、F及びGについては、これらのうちから3又は4を選択して履修できるようにすること。その際、F又はGのいずれかを含むようにすること。B器械運動(マット運動、鉄棒運動、平均台運動、跳び箱運動から選択)、C陸上競技(競走、跳躍、投てきから選択)、D水泳(クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ、横泳ぎから選択)、球技(バスケットボール、ハンドボー

ル、サッカー、ラグビー、バレーボール、テニス、卓球、バドミントン、ソフトボールから2を選択)、F武道(柔道、剣道から1を選択。地域や学校の実態に応じて、相撲、なぎなた、弓道などその他の武道についても履修させることができる。)、Gダンス(創作ダンス、フォークダンスから選択。地域や学校の実態に応じて、その他のダンスについても履修させることができる。)自然とのかかわりの深いスキー、スケートなどの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。また、レスリングについても履修させることができるものとする。

現行の1999(平成11)年3月改訂2003(平成15)年4月1日から施行高等学校学習指導要領においても武道またはダンスのいずれかを含むようにする点は同じである。

- 4) ただし、この記述は前出の質問項目の影響を受けていないとは言えない。

文献

- 井上輝子・江原由美子編(2001)女性のデータブック(第3版). 有斐閣:東京, pp. 130-131
- 井谷恵子(2003)女性体育教師への面接調査からみた学校体育のジェンダー・サブカルチャー. スポーツとジェンダー研究 1:29.
- 掛水通子(1994)昭和旧制度期における「女子体育は女子の手で」に関する研究. 東京女子体育大学紀要 29:1-8.
- 掛水通子(2002)戦後における保健体育科教員養成機関の変遷(3):保健体育科教員養成における男女差の検討. 東京女子体育大学紀要 37:15-36.
- 熊安貴美江(2001)体育・スポーツと性役割の再生産. 亀田温子・館かおる編著 学校をジェンダー・フリーに. 明石書店:東京, pp. 99-125.
- 熊安貴美江(2003)男女一緒の体育は無理?—スポーツ・身体とジェンダー. 天野正子・木村涼子編 ジェンダーで学ぶ教育. 世界思想社:東京, pp. 119-134.

文部省(1989)高等学校学習指導要領(平成元年3月). 文部省:東京、p.90.

文部科学省(2002)平成13年度学校教員統計調査報告書. 文部科学省:東京、p.4.

内閣府男女共同参画局編集(2003)男女共同参画白書(平成15年版). 国立印刷局:東京、pp. 173-77.

付記 本研究は平成15度-17年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)(2)課題番号15500421「男女共同参画社会における女子体育教師の役割について-戦前の女子体育教師との比較-」の一部である。